

## 一般社団法人日本精神科看護協会 精神科認定看護師制度運営規則

(本規則制定の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度（以下「本制度」という。）の円滑な実施のために、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規則（以下「制度設置規則」という。）を補完する目的で制定する。本制度の運営は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の定款及び精神科認定看護師制度設置規則に定めるもののほか、この規則の定めによるものとする。

(精神科認定看護師教育課程を受講するための要件)

第2条 精神科認定看護師教育課程を受講しようとする者は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師受講資格審査（以下「受講資格審査」という。）を受けなければならない。受講資格審査に出願することができる者は、次に定める要件の（1）および（2）のうちのいずれをも満たしていることを要する。

- (1) 日本国の看護師の免許を有すること。
- (2) 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事し、そのうち通算3年以上は精神科看護実務に従事していること。
  - ①出願者は、臨床で実務を行っていること。
  - ②出願者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を実践する場を1か月に28時間以上（週7時間程度）もち、それを証明すること。

(受講資格審査申請の手続き)

第3条 受講資格審査に出願する者は、次の各号に定める書類を別に定める資格審査料とともに教育認定委員会に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 精神科認定看護師受講資格審査出願書（様式1）
- (2) 受講資格審査出願者勤務状況証明書（様式2-1）
- (3) 精神科看護実践事例報告書（様式2-2）
- (4) 看護師の免許証の写し

(受講資格審査の実施頻度)

第4条 受講資格審査は、年1回行い、その実施に関することは本協会のインターネットのホームページおよび本協会の会報等に「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」として掲載する。ただし、定員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。

(受講資格審査出願者への審査結果の通知)

第5条 受講資格審査の出願がなされた場合において、会長は教育認定委員会の審査結果に基づき、その結果を受講資格審査出願者に通知しなければならない。

- 2 会長は、受講資格審査に合格した出願者に精神科認定看護師志願者証明書を発行するものとする。その有効期間は交付の日より2年とする。

(単位取得の期間)

第6条 精神科認定看護師志願者証明書の発行を受けた者は、原則として交付の日より2年以内に精神科認定看護師教育課程を修了するものとする。

- 2 取得した単位は、所定の期間が経過した場合、無効とする。
- 3 やむを得ない理由があり、別に定める単位取得期間延長申請書(様式3-1)を提出した者であって、教育認定委員会がやむを得ないと認めた者については、単位取得期間を延長することができるものとする。

(単位の取得)

第7条 精神科認定看護師教育課程における単位は教育認定委員会が定め、ホームページ等で公表する。

- 2 認定志願者は、精神科認定看護師教育課程として定められた研修および実習を受講して単位を取得する。単位の認定は本協会が選任した講師および教育認定委員会により行う。

(認定試験の受験資格)

第8条 精神科認定看護師教育課程を修了した者に精神科認定看護師認定試験(以下、認定試験という。)の受験資格を与える。

(認定試験の出願手続き)

第9条 認定試験の受験資格がある者で認定試験を受けようとする者は、次の号に定める書類を別に定める認定審査料とともに教育認定委員会に提出し、認定試験を受けるものとする。

- (1) 認定試験出願書(様式4-1)
- (2) 認定試験出願者勤務状況証明書(様式4-2)
- (3) 臨床能力評価表(様式5)
- (4) 看護師免許証の写し
- (5) 精神科認定看護師教育課程単位取得一覧の写し

(認定試験の実施)

第10条 認定試験は年1回行い、その実施に関することは本協会のインターネットのホームページ等に「精神科認定看護師認定試験要項」として掲載するものとする。

(試験小委員会の設置)

第11条 本協会は認定試験に関する業務を行うために精神科認定看護師認定試験小委員会(以下、試験小委員会)を設ける。

- 2 試験小委員会は、5名以上の委員で構成する。委員のうち1名は教育認定委員および業務執行理事を含まなければならない。委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 3 試験小委員会は、教育認定委員会が推薦し、理事会の議決を経て委嘱する。委員長は理事会が任命する。
- 4 試験小委員会は、業務を補佐する作問部会を設置することができる。

(認定審査)

第12条 制度設置規則第5条に定める認定審査会は、認定試験を受けた者、認定の更新を受けようとする者および再取得の審査を受ける者について審査を行い、その結果を理事会に答申して理事会が合格者、更新を認める者および再取得を認める者を決定する。会長は、理事会の審査結果に基づき、その結果を本人に通知するものとする。

- 2 認定試験の不合格者から試験結果の開示請求があった場合は、得点を本人に通知する。

(精神科認定看護師の登録手続き)

第13条 精神科認定看護師の認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに別に定める認定登録料を添えて、本協会に提出しなければならない。

(認定更新を受けるための要件)

第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。

- (1) 認定期間の看護実務時間が2,000時間以上、なおかつ様式8-1によって計算した活動実績ポイントが100点以上である者。
  - (2) 臨床で実務を行っている者。申請者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を实践する場を1か月に28時間以上(週7時間程度)もち、それを証明すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。

(認定更新の申請手続き)

第15条 認定更新申請者は、精神科認定看護師認定証の有効期間5年の満了に伴い、次の各号に定める書類と別に定める更新審査料を添えて認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 臨床能力評価表(様式5)
- (2) 精神科認定看護師認定更新申請書(様式6)
- (3) 勤務状況証明書(様式7)
- (4) 5年間の活動実績ポイント換算表(様式8-1)
- (5) 5年間の実績(様式8-2 から様式8-7)

(認定更新の申請期間)

第16条 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日前までの指定の期間内に行う。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得の要件)

第17条 精神科認定看護師資格を再取得するには、理事会が必要と認める研修・試験を受けなければならない。この場合、理事会は、必要に応じて、教育認定委員会の意見を聴取することができる。

(認定更新の申請期間の延長)

第18条 認定更新を希望する者が申請期間内に更新手続きができないときには、別に定める更新期間延長申請書(様式3-2)を提出し、理事会がやむを得ないと認めた場合に限り、更新手続きの期間を猶予することができるものとする。

(納付金の不返還)

第19条 認定にかかわる既に納めた審査料などの納付金は、返還しないこととする。

(本規則の改廃)

第20条 本規則は、教育認定委員会が必要に応じて見直しを行い、理事会の承認を得て改廃する。

附則1. この規則は平成25年4月1日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. 本規則は平成 25 年11 月30 日に改正、平成 26 年2 月1 日から施行する。

附 則 3. 本規則は平成 26 年4 月 26 日に改正、平成 27 年4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第2 条、第3 条については、平成 26 年5 月 1 日から施行する。なお、経過措置として平成 26 年4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年3 月 31 日までとする。

附 則 4. 本規則は平成 28 年3 月26 日に改正、平成 28 年4 月 1 日から施行する。

附 則 5. 本規則は令和元年 11 月23 日に改正、令和 2 年4 月 1 日から施行する。